

高度な医療に対応する訪問看護師育成事業実施要領

1 目的

この要領は、高度な医療に対応する訪問看護師育成事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施する事業について、補助の要件等を定めるものとする。

なお、本事業は、在宅医療の更なる推進に資するため、末期がんなどの高度な医療にも対応できる訪問看護師を育成することを目的とする。

2 事業の実施主体

申請者は、以下の要件を満たす訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）を運営し、かつ、当該事業所でOJT研修を実施できる法人（以下「事業実施者」という。）とする。

(1) 人員要件

常勤の看護職員を3名以上配置しており、かつ、質の高いOJT研修を実施できる人材が配置されていること。

(2) 事業所要件

補助申請時点で以下のア～オのすべての要件を満たす「機能強化型訪問看護管理療養費2」の届出をしている事業所に相当するものとする。

ア 以下の（ア）～（ウ）のいずれかの要件を満たすこと

（ア）平成30年3月5日保医発0305第4号厚生労働省保険局医療課長通知「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（以下「医療課長通知」という。）に基づくターミナルケア件数が直近1年間で8件以上。

（イ）ターミナルケア件数が直近1年間で5件以上、かつ15歳未満の超重症児及び準超重症児の利用者数の合計が常時3人以上。

（ウ）15歳未満の超重症児及び準超重症児の利用者数の合計が常時5人以上。

イ 特掲診療料の施設基準等の別表第七に該当する利用者が月に7人以上いること。

ウ 24時間対応体制加算を届け出ていること。

エ 地域住民等に対する情報提供や相談、人材育成のための研修を実施していること。

3 事業の内容

(1) 事業の基本原則

以下（2）の規定に基づき、末期がんなどの高度な医療にも対応できる訪問看護師を育成するために、高度かつ専門的な知識、技能を習得させるためのOJT研修を実施する事業とする。

(2) 事業実施にあたっての留意点

- ア OJT研修の対象となる訪問看護師（以下「研修看護師」という。）は、当該OJT研修後、県内の訪問看護ステーションに勤務するものであること。
- イ OJT研修を実施する事業所は県内の訪問看護ステーションであること。
- ウ OJT研修に係る補助期間は、採用後の3か月間のうち、2か月目、3か月目の2か月間を対象とする。
- エ OJT研修における組織体制として、研修看護師を総括的に指導する教育担当者の役割を担う者を明確にし、高い看護技術や知識、職員育成能力を有する職員を充てること。ただし、同行訪問等も含め、複数の職員で研修看護師へのOJTを担当することはできるものとする。
- オ 県が行う本事業の効果の検証など、適宜県への情報提供に協力すること。

4 補助対象の選定

補助金の交付決定に当たり、補助金申請者が多数の場合、要綱第4条及び本要領「2事業の実施主体」に規定する要件を全て満たす者を対象に、知事が別に定める期日ごとに以下の(1)～(3)の観点から総合的に評価し、相対的に優先度が高いと認められる事業を補助の対象として選定することとする。

- (1) 県内における機能強化型訪問看護管理療養費の届出状況等の地域バランス
- (2) 1法人あたり1事業者に対する補助とすること
- (3) その他、高度な医療にも対応できる訪問看護師の育成に相当の効果が期待できると

5 経費の負担等

この実施要領に基づき実施する事業に要する経費については、要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

6 事業報告書の作成

事業実施者は、事業終了後、別に知事が定める日までに事業報告書を作成し、県に提出しなければならない。

7 留意事項

事業実施者は、公費支出の原則に従い、執行について公私の区分が適正になされているか厳正に判断すること。

8 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年6月14日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月26日から施行し、平成30年度事業から適用する。